《 宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実でもって反論します⑨ 》

~ 第9回(追加掲載②)~

大分県別府市上原町11番30号 西馬行政総合事務所 行政書士·西馬 良宣

新聞報道等によると、成年後見をめぐり宇都宮定見氏(大分市大道町)は、依頼人である男性から預かった100万円を無断で株購入や関係のない住宅解体費に流用していた事等が発覚し、2012年2月に行政書士会から最も重い「廃業の勧告処分」を受け、その後本人が処分を不服として提訴した裁判でも、処分手続きと事実認定の正当性が認められています。(大分県知事による業務停止処分は2015年6月)

宇都宮氏は、会の処分の前に事実の調査に当った当時の綱紀委員(当時の副委員長・山田 美之氏=現在の会長=1名を除く)に対し、「守秘義務違反」「名誉毀損」等の誹謗中傷を最近 繰り返しています。反省の態度が全く見られない卑劣な言動と言わざるをえません。

今回は「西馬が綱紀委員会規則に違反して、総務部員(副部長)を兼任していた」との誹謗中傷に対する本年3月23日付、(7回連続)第2回目の当方の反論の後、宇都宮定見氏が当初の主張の根拠を変えた事実を指摘し、再反論します。

同氏は、本年2月19日のブログで「西馬良宣元綱紀委員長非弁行為」「西馬良宣元綱紀委員長と5人組」「平成23年6月30日現在の大分県行政書士会・役員等名簿がここにある」「大分県行政書士会綱紀委員会規則の第2条7項違反/委員は、本会役員及び常設の部・委員会の部員・委員を兼ねることはできない。しかるに、西馬良宣会員は…綱紀委員長であるにも関わらず総務部の副部長を重任(原文のまま)していた。」等と述べていました。

ところが、当時の規則から現在までの規則の該当する箇所を掲載(「~中略~」は該当しない箇所)して、当時の規則条文に兼任禁止はなかった事を明確にし、当時の綱紀委員の任期が満了した後に変更された『規則』を適用した根拠のない主張である事を証明すると、同氏は本年3月30日のブログで「当職が主張している事は『従前から綱紀委員と他の役職等を兼務するものはいなかった』ことを主張しています。…つまり、慣習的に…兼務した役員など存在していません」等と主張の根拠を変更しています。

また、「副総務部長辞任届を出していない」云々の同氏の 誹謗中傷については、「任期満了で退任する者に辞任届を求 める」等が規則上ありえない事を指摘すれば十分でしょう。

いずれも同氏の主張が、荒唐無稽な御都合主義である 事を裏付けています。

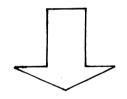


2016年02月19日 07:00

西馬良宣元綱紀委員長非弁行為

西馬良宣綱紀委員長事件と5人組

平成23年6月30日, 現在の大分県行政書士会・役員等名簿がここにある。 大分県行政書士会綱紀委員会規則の第2条7項違反 委員は、本会役員及び常設の部・委員会の 部員・委員を兼ねることはできない。 しかるに、西馬良宣会員は23年5月定時総会 から25年定時総会までの2年間 綱紀委員長であるにも関わらず総務部の副部長を 重任していた。(重任など過去に先例ないことをした。)



2016年03月30日 00:00

大分行政書士西馬良宣に対する再反論

平成28年3月17日付け、「《宇都宮定見氏の誹謗中傷に事実をもって反論します》」に対する再反論 資料①について

西馬良宜は、『事後に改程された「規則」法を適用した根拠のない主張になります』等主張していますが、当職が主張していることは「従前から綱紀委員と他の役職等を兼務するものはいなかった」ことを主張しています。つまり、慣習的に大分県行政書士会綱紀委員と兼務した役員など存在していません。また、彼の主張によると、平成25年4月22日以降に改程された「規則」にもとづいて彼は「おおやけ」に大分県行政書士会副総務部長辞任届けを出しているはずですが、そのような事実は一切大分県行政書士会には存在しないということです。

「おつかれさまです。」